

杉並区心身障害者団体助成金分配基準

1. 運営事務経費

- (1) 1団体あたりの基本経費について、50人以上の団体は100,000円、40人以上49人以下の団体は80,000円、30人以上39人以下の団体は60,000円とする。これに、50人以上の団体は会員1名あたり1,400円、40人以上49人以下の団体は会員1名あたり1,800円、30人以上39人以下の団体は会員1名あたり2,300円を加算した金額を助成基準額とする。
なお、30人未満であっても、基本経費は60,000円、加算額は会員1名あたり2,300円とする。
- (2) 助成基準額を算出する会員数は、団体に所属する区内在住の障害者本人またはその家族のうち、前年度決算で会費を納入している者とする。
- (3) 助成額は、1団体あたり最高限度額を500,000円とする。
- (4) 助成額は、申請額を超えない。

2. 宿泊訓練等の交通経費

- (1) バス代（駐車場代を含む）、有料道路料金、傷害保険料の経費を対象とする。
- (2) 予算額を超えた場合は、予算額との割合按分で算出する。
- (3) 助成額は、申請額を超えない。

3. レクリエーション等活動経費

- (1) レクリエーション活動にかかる経費を対象とする。
- (2) 予算額を超えた場合は、予算額との割合按分で算出する。
- (3) 助成額は、申請額を超えない。

4. 研究会活動等の経費

- (1) 障害を克服するための知識・技術を得る活動等にかかる経費を助成する。
- (2) 助成額は、原則1団体あたり最高限度額を50,000円とする。

5. 設立経費

- (1) 団体設立に伴う経費や10年を区切りとする周年誌の出版にかかる経費について、原則として1団体あたり助成限度額170,000円の範囲以内で対象経費の1/2を助成する。ただし、限度額を超える申請があった場合には、団体規模、作成部数及び印刷費等に鑑み、最大225,000円まで助成する。
- (2) 周年誌の出版にかかる経費は、印刷費とする。